

## 商品概要説明書

ジャックス保証住宅利用者ローン「住宅王プラス」

(2020年9月1日現在)

商品名	住宅王プラス
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お借入申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下であり、ご完済時の年齢が 75 歳以下の方。</li> <li>○安定・継続した収入が見込める方。</li> <li>○当 J A にて新規に住宅ローンをご契約される方。または、当 J A にて住宅ローンをご利用中の方で、返済遅延のない方。</li> <li>○当 J A 指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。</li> <li>○お借換資金の場合には、借換対象ローンで直近 6 か月以内に返済遅延のない方。</li> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用目的・支払先が明確な下記の資金使途とします。 ただし、事業性資金・投機的資金は除きます。</li> <li>(1) マイカー購入資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車（軽トラック・自動二輪車含む。）、除雪機等購入資金</li> <li>②車検・修理費用、運転免許取得およびカー用品の購入資金</li> <li>③カーローン借換の資金（残価設定型ローンの残価部分も含まれます。）</li> </ul> </li> <li>(2) 教育資金（学校・業者等への振込が可能な資金に限定されます。）</li> <li>(3) リフォーム資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅の増改築、住宅設備機器購入、キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム資金</li> <li>②リフォーム資金と他金融機関等のリフォームローン借換を合わせた資金</li> </ul> </li> <li>(4) 消費財購入資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>家電、インテリア、家具等購入資金</li> </ul> </li> <li>(5) ブライダル資金</li> <li>(6) メモリアル資金</li> <li>(7) 旅行資金</li> <li>(8) 借換資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等の教育ローン、リフォームローン等の借換資金 （ただし、消費者金融系の借入金、信販・流通系等の各種クレジットカード・キャッシング専用カードのお借換えは除きます。）</li> </ul> </li> <li>(9) 住宅ローン契約時の諸費用および引っ越し費用             <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅取得にかかる税金、登記費用、火災保険料等 （ただし、住宅ローンの保証料・仲介手数料は除きます。）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、記載のないその他の費用については、ジャックスが認めた場合は</p>

資金使途	<p>対応可能です。</p> <p>(10) 住宅取得時の追加工事資金 車庫・カーポート、物置、門扉据付等</p> <p>(11) 不動産購入資金 ①原則、ご本人が所有になる住宅(新築・中古)または土地の購入資金</p> <p>(12) 上記資金以外で利用目的、支払先が明確になっており、保証機関(ジャックス)が認めた資金</p>				
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以下とし、1万円単位とします。</p> <p>ただし、資金使途がお借換えの場合は対象ローンの一括償還金額を上限とします。</p>				
借入期間	<p>○6か月以上12年以内とし、1か月単位とします。</p> <p>ただし、教育資金の元金据置期間の上限は次のとおりとします。</p> <p>①入学前の7か月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3か月間以内</p> <p>※留年、留学により卒業年月が延びる場合でも、元金据置期間の延長はできないものとします。</p>				
借入利率	<p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JAの定める短期プライムレート)により年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細は、当JA融資窓口へお問い合わせください。</p>				
返済方法	<p>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式)のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内とします。</p> <p>○教育資金の元金据置期間中は毎月利息のみの返済となります。</p>				
担保	<p>○不要です。</p>				
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関(株ジャックス)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、(株)ジャックスが必要と定めた場合には、保証人が必要となります。</p>				
保証料	<p>○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年0.80%とします。</p>				
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="539 1982 1348 2074"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>JA所定利率</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	JA所定利率
団体信用生命共済名	加算利率				
団体信用生命共済(特約なし)	JA所定利率				

	<table border="1"> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>J A所定利率</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>J A所定利率</td> </tr> </table> <p>※詳しくは当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A所定利率				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A所定利率				
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.3%</p>				
手数料	<p>○お借入に際しては、当 J A 所定の手数料が必要となります。</p> <p>また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当 J A 所定の手数料が必要となります。</p>				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署<sup>(注)</sup>にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>（注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署<sup>(注)</sup>または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>（注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）  第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>				

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

長野県 J A バンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 中野市 融資課 （電話：0269-26-1184）